

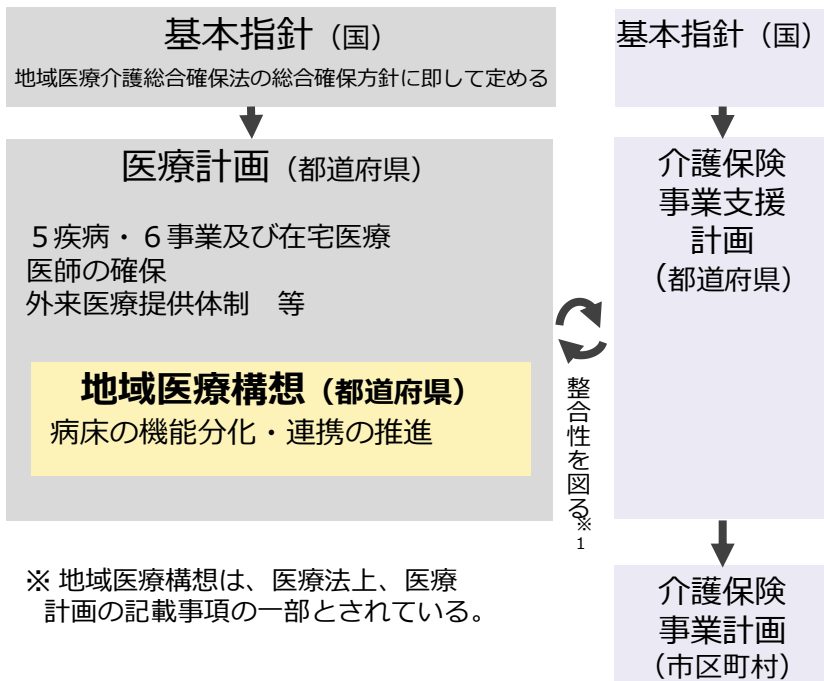
医療法等の改正に伴う奄美群島振興開発基本方針の改正について 資料3

- 医療法に基づき、都道府県は、地域の実情に応じて、5疾病・6事業の取組、医師の確保等を定めた医療計画や医療計画の一部として病床の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めた地域医療構想を作成することとされている。
- 「医療法等の一部を改正する法律」において、地域医療構想について、病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とするとともに、当該地域医療構想を医療計画の上位概念と位置づける改正が行われた（令和7年12月公布、令和9年4月施行）。
- このため、奄美群島振興開発基本方針において、計画作成にあたって必要な医療が確保されるよう配慮すべきとされたものに地域医療構想を追加する。

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）

6事業…6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））

＜現行＞



＜今後＞

